



我が国循環産業の海外展開事業化促進業務

公募説明会

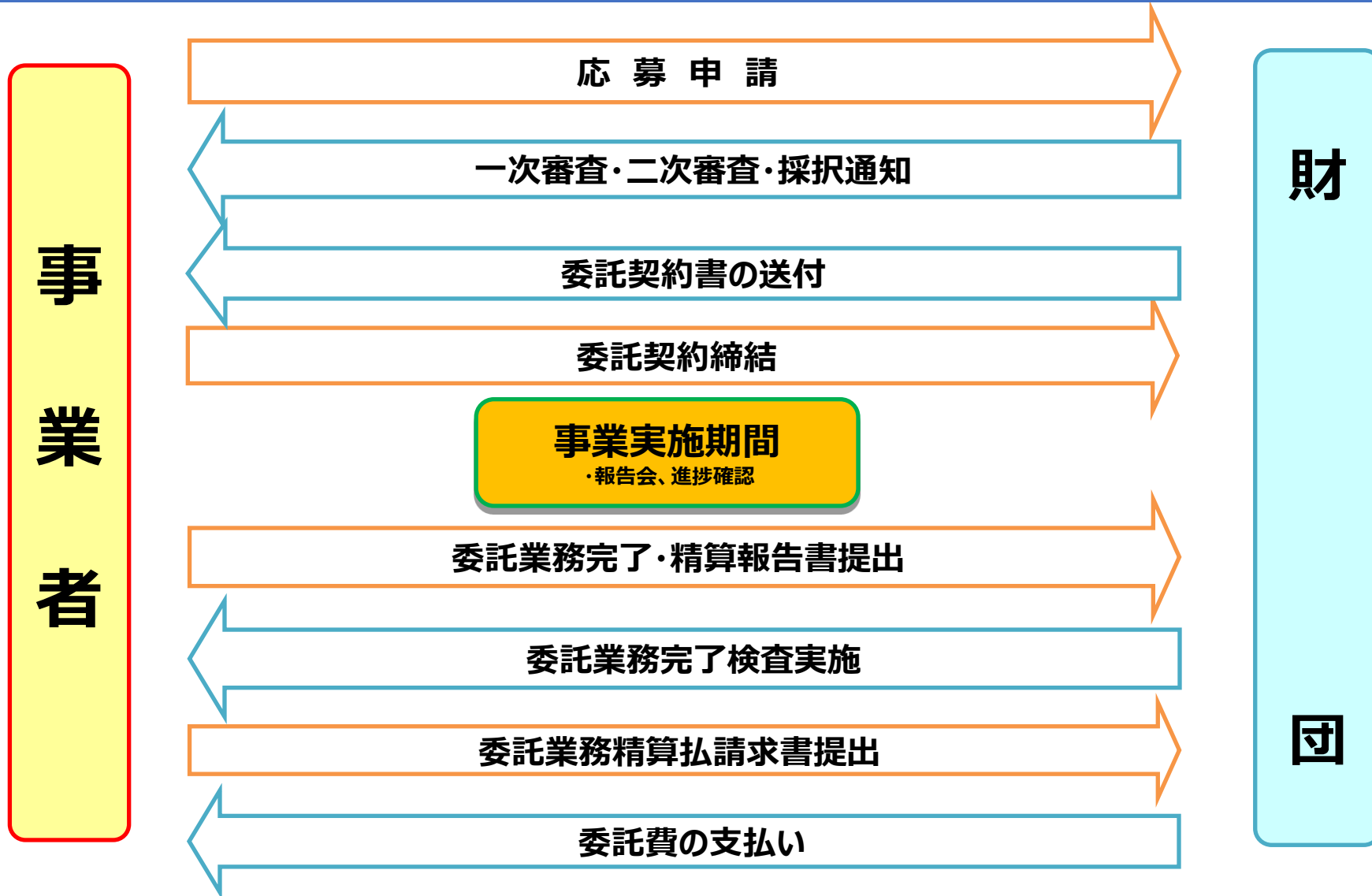
2026年4月20日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 海外循環ビジネス支援センター

塚本、奥山、大内、藪本

※本資料は「公募要領」の記載事項を基に、重要な点を抜粋して作成しております。

本事業全体の流れ



2.事業者の要件 (公募要領p-1)

(1) 事業の実施者の要件

【いずれかの項目を満たす者】

- ① 我が国に本社又は主たる事務所を置いている民間法人（海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でないこと）

- ② ①の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている民間法人
※②の場合は申請者になれません。

2.事業者の要件 (公募要領p-1)

(2) 業務の申請者の要件

【必須項目】

- ① 我が国に本社又は主たる事務所を置いている民間法人（海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でないこと）

- ⑧ 「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

2.事業者の要件 (公募要領p-1)

(2) 業務の申請者の要件

【いずれかの項目を満たす者】

- ② 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、申請書提出までにいずれか一つの項目が「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者
- ③ 地方公共団体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者
- ④ 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を取得している者

2.事業者の要件（公募要領p-1）

（2）業務体制の要件

【いずれかの項目を満たす者】

- ⑤ 業務の申請者が、単独で実施する体制。
- ⑥ 業務の申請者が、他の主体とともに連携体制で実施する体制。
- ⑦ 業務の申請者が、他の民間事業者や地方公共団体等を共同実施者としたコンソーシアムで実施する体制。共同実施者とは、業務の申請者と共に業務を遂行する主体である。なお、共同実施者となる主体は（1）①又は②を満たさないものとする。

※⑥又は⑦の場合、「共同事業実施協定書」を締結いただく必要があります。

3.対象国及び地域の要件（公募要領p-2）

以下の対象国及び地域を**優先的に採択**します（その他国及び地域を妨げるものではありません）。

●環境協力全般又は廃棄物分野の協力覚書の締結国又は地域及び二国間協力実施国

アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カンボジア、クウェート、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、モザンビーク、モンゴル、ブラジル、ウズベキスタン、カザフスタン、オマーン、バングラデシュ、バヌアツ、台湾、ラオス

●アフリカのきれいな街プラットフォーム加盟国

2026年1月14日時点で47か国及び236都市。詳細は下記リンクを参照。

<https://www.africancleancities.org/member-countries-and-cities>

●JCMパートナー国

2025年8月時点で31か国。詳細は下記リンクを参照。

<https://gec.jp/jcm/jp/about/>

●東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国

2026年3月16日時点で11か国。詳細は下記URLを参照。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/>

●日米豪印

アメリカ、オーストラリア、インド

4.事業の要件 (公募要領p-2)

(1) 事業の内容

- ① 海外において、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関するサービスを提供する事業
- ② 海外において、①の事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を設置する事業

※技術供与のみの事業は対象としません（廃棄物等の処理やリサイクルのサービスの提供又はこれに必要な施設設置を行わない事業は対象外です）。

※「汚水処理」及び「フロン回収」については、設備に特化したものは事業対象になりません。

※本業務は環境省の政策的課題である国際資源循環（対象国の電気・電子機器廃棄物（e-waste）等を回収し、日本国内の精錬施設を活用して再資源化・再商品化する事業や、使用済自動車（ELV）を回収し再資源化・再商品化する事業等）を**最優先する事業**とします。

※今後数年以内に事業開始を計画しているものを対象事業とします。

4.事業の要件 (公募要領p-3)

(2) 調査業務の内容

本事業は事業実施がほぼ確定し、事業の基本的な枠組も定まっております、事業実施に当たっての実現可能性を高めるための情報収集・整理、現地関係者との関係強化を目的とした調査事業となります。

4.事業の要件 (公募要領p-3)

(2) 調査業務の内容

- ①海外展開計画案の策定 ②対象地域における現状調査
- ③廃棄物の組成、性状等調査
- ④対象地域の政府・企業との連携構築
- ⑤対象地域での合同ワークショップの開催（日本への招聘旅費等）
- ⑥実現可能性の評価等
- ⑦海外展開計画案の見直し ⑧報告書及び概要資料作成

4.事業の要件（公募要領p-4）

（3）期間

・令和9年2月下旬までの約9か月程度（採択となりましたら当財団との委託契約書にて具体的な日にちを確定します。） **※本事業は単年度事業となります。**

（4）対象経費

・海外での現地調査等、海外渡航を伴う内容を事業計画へ含める場合は、それが実施できない場合の代替的な調査手段を検討しておくとともに、状況の変化に応じて、速やかに報告を行ってください。海外渡航が出来ない場合の旅費等の経費は、その代替措置を含めて、当財団との間で契約変更の対象となります。

4.公募事業の内容（公募要領p-4）

（5）事業の目標

・海外展開計画案に示された事業の実現可能性及び環境負荷低減効果、社会的インパクト等を総合的に判断します。

このため、①本調査業務実施後に海外展開する実事業の具体像、②事業化に至る道筋、③本事業業務期間中に達成すべき目標をそれぞれ明確にし、申請書に記載してください。

4.事業の要件 (公募要領p-5)

表1 費目の分類

2.業務費 (※公募要領を併せてご確認ください)

(10) 外注費

- ・本業務の一部を他社へ外注するために要する経費です。**合計で原則、全体経費額の半額未満とします。**
- ・調査業務の一部を外注する場合は、その選定理由等を記載した「再委任承諾申請書」の提出が必要となります。

※当財団と採択事業者との契約日以降に再委任承諾申請書を提出いただき、当財団より送付した再委任承諾書の日付以降で外注先と契約した経費が、本業務の対象として積算可能となります。

(11) 共同実施費

- ・本業務を他社と分担し、共同で実施するために、共同実施者に支出する経費です。
- ※共同実施者とは、申請者と共に事業を遂行する主体である。
- ※他の事業者と共同で事業を実施する場合、「共同事業実施協定書」の提出が必要となります。

5.公募申請（公募要領p-6）

（１）申請方法

【必要な提出物】

- ①申請書、添付資料 1、添付資料 2
- ②その他添付資料、申請書類の提出チェックリスト

※上記資料のPDF及び基データ（Word,Excel,PowerPoint）をそれぞれ提出いただくようお願いいたします。

※資料提出の際、情報セキュリティ担保の観点から、資料共有サービス（各社契約しているもの）による提出を推奨しております。申請者側で資料共有サービス等を保有していない場合は、当財団の資料共有サービス（SharePoint）のリンクを共有いたしますので、メールにてご連絡ください。

5.公募申請（公募要領p-6）

（2）公募期間

- 公募開始日：4月14日（火）
- 公募締切日：11月30日（月）17時必着

※公募開始から5月15日（金）17時までを一次公募の〆切とします。

※**採択案件が予算上限に達した時点で、公募は終了します。**

※一次公募終了後は、二次公募となります。応募書類を受領したものから随時一次審査を実施します。

5.公募申請（公募要領p-6）

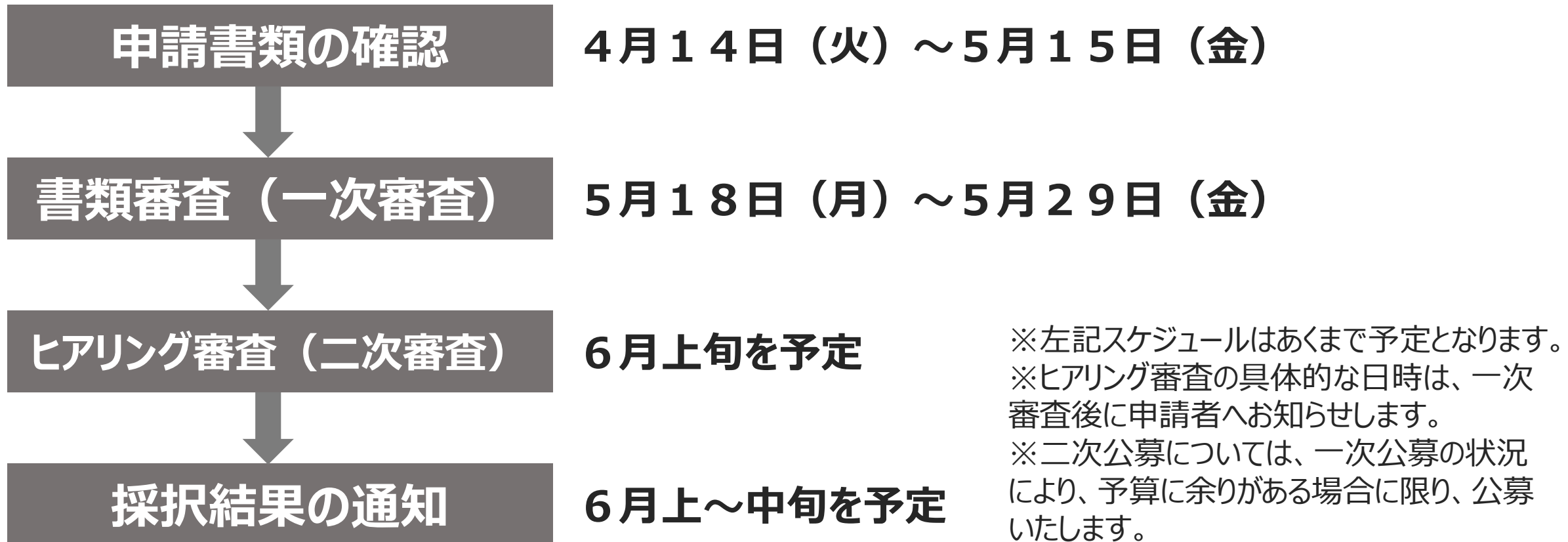
（４）質問や問い合わせ

- 本事業申請にあたり質問や問い合わせがある方は、メールアドレス（Email：kaigai-4@jwrf.or.jp）宛てに、メール件名を「我が国循環産業の海外展開事業化促進業務への質問」とし、お問い合わせください。
- 個別の申請案件に関する相談については、財団HPに掲載している[応募相談シート](#)をご活用いただくことも推奨しております。

6.選考について (公募要領p-7)

(1) 選考方法

※一次公募期間である4月14日(火)～5月15日(金)の審査フロー及び日程の目安



6.選考について（公募要領p-7）

（２）選考基準

- ・公募要領の評価基準表をご参照ください。

（３）採択金額及び件数

採択金額（上限）	件数
900万円	5件程度

※採択金額の上限及び件数は、選考状況により変更する場合があります。

※審査の結果、採択予定金額（上限）を下げて採択（過年度の実績として、1件当たり450万円を上限）とする場合があります。

6.選考について（公募要領p-7）

（４）選考結果

・採択された事業については、法人名（共同提案者名を含む。）、国・地域名、プロジェクトの名称、事業概要等をウェブサイト等で公表します。

※日本語版と英語版をA4一枚ずつ作成いただきます。

【作成フォーマット】

我が国循環産業の海外展開事業化促進業務

事業名：「○○○○ ※国名は不要です。」

1. 事業実施の団体名
(事業実施者・共同実施者)

(連携を図る法人名)

2. 対象地域・対象廃棄物等
(採択年度)

(対象国)

(処理対象廃棄物種類)

3. 海外展開を計画している事業の概要
(利用技術)

(事業内容)
導入規模も書ければ記載

(事業の実施体制)
単体、PPP（官民連携）、SPC（特別目的会社）、コンソーシアム、現地企業との合併など、事業形態や役割分担、事業を実施する際に想定するスキームなど
(環境負荷低減効果)

写真や図表を使用して、事業の全体像のイメージを表示
公開可能な範囲

6.選考について（公募要領p-13）

●評価基準

一次審査及び二次審査においては、以下の項目において審査を行います。

※詳細は公募要領p-13の評価基準表をご参照ください。

- （1）循環産業活性化への貢献（10点）
- （2）3R・循環経済の推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献（10点）
- （3）事業の実現可能性（40点）
- （4）事業の実施体制（20点）
- （5）政策的優先課題（環境省評価）（20点）

※上記評価基準表は令和8年度本事業公募時点のものであり、変更となる場合があります。

7.採択後について（契約関連）

（公募要領p-8）

- 採択後、事業者は当財団と委託契約を締結します。
- 委託契約締結日以前の経費については、**対象経費として認められません。**
- 委託費（契約金額）は業務完了日以降、事業者から提出された精算報告書（事業に掛かった経費の請求書等資料）に基づき当財団が検査を行った後、当財団より支払い（契約日翌年の5月上旬ごろ）を行います。
- 契約内容（申請書の内容、採択時に指摘のあった条件等）について採択事業期間内の実施が難しいと判断した場合には、**減額処理等を含む変更契約又は契約解除とします。**
- 採択事業者は、委託事業の開始時に、事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について当財団に書面で提出をお願いします。

7.採択後について（報告関連）

（公募要領p-8～9）

- 定例会及び報告会へ参加いただきます。事業の進捗確認を目的として実施し、定例会は当財団、報告会は環境省、審査委員及び当財団が参加の上、実施します。
- 定例会は、採択後及び事業実施期間中は1～1か月半に1回を目安として実施します。事業の進捗状況に応じて実施し、契約時から本事業に変更がある場合など、都度当財団とオンラインにて会議を行います。
- 報告会は、中間及び最終報告会にて事業者より進捗報告を行い、審査委員及び環境省からの質疑応答に対応いただきます。中間報告会は11月～12月、最終報告会は2月の実施を予定し、**報告会当日は会議参加を最優先**としていただくようお願いいたします。報告会についてもオンラインによる会議を基本とし、日程確定次第、速やかにご連絡します。
- 定例会及び報告会においては、進捗に関する報告資料及びワークシートを作成いただきます。詳細については、採択後に共有いたします。

7.採択後について（作成資料関連）

- 事業報告書は公表（環境省HP及び国会図書館）となります。
※公開可否の範囲については対応可能
- 事業完了後においても事業概要資料（公開可能な範囲で）をPowerPointにて作成いただきます。
- その他、本調査事業終了後も海外展開に向けた取り組みの進捗状況及び成果等に関する会議への出席、報告、資料作成を依頼する場合があります。